

ID: 663

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境課

処分の概要	浄化槽設置計画の変更命令等		
法令名称 根拠条項	浄化槽法 第5条第3項		
法令番号	昭和58年法律第43号		
【根拠条文】 （設置等の届出、勧告及び変更命令） 第5条 3 特定行政庁は、第1項の届出を受理した場合において、当該届出に係る浄化槽の設置又は変更の計画が浄化槽の構造に関する建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合しないと認めるときは、前項の期間内に限り、その届出をした者に対し、当該届出に係る浄化槽の設置又は変更の計画の変更又は廃止を命ずることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日